

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No | 5 | 府省庁名 | 金融庁 |
|---------------------|---|------|-----|
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 () | | |
| 要望項目名 | 上場株式等の配当所得等に係る申告の簡素化（地方税） | | |
| 要望内容 (概要) | <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>上場株式の配当所得・譲渡所得に関する課税の方式は以下の通りであり、納税者は下記から選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当所得 : ①申告不要、②申告分離課税、③総合課税 ・譲渡所得 : ①申告不要、②申告分離課税 <p>その際、国税と地方税について、それぞれ異なる方式を選択することも可能。</p> ・特例措置の内容 <p>国税の確定申告書に、「配当及び譲渡所得の地方税に係る申告不要」の記載欄を追加することにより、国税の確定申告のみで手続が完了するよう、地方税法において所要の措置を行う。</p> | | |
| 関係条文 | 地方税法第32条第13項等 | | |
| 減収見込額 | [初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — | | |
| 要望理由 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上場株式の配当所得・譲渡所得に関する課税の方式は以下の通りであり、納税者は下記から選択する。 <ul style="list-style-type: none"> ・配当所得 : ①申告不要、②申告分離課税、③総合課税 ・譲渡所得 : ①申告不要、②申告分離課税 <p>その際、国税と地方税について、それぞれ異なる方式を選択することも可能。</p> ○ 一方、税務署に提出される国税の確定申告の情報は、市町村に対しても提供されるため、一般には地方税の課税方式は国税と同じものとなる。 ○ したがって、納税者が国税と地方税で異なる選択をした場合には、その旨を明示的に市町村に申告する必要があるが、特に、「国税では申告、地方税では申告不要」を選択する場合に、市町村にその旨（申告しないこと）を申告することは、納税者にとって過剰な負担となっているところ。 | | |
| 本要望に 対応する 縮減案 | なし | | |

| | | |
|-----|------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | II-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 |
| | 政策の達成目標 | 国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置とする |
| | 同上の期間中の達成目標 | (「政策の達成目標」と同じ) |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | ○配当所得の確定申告者数 1,395,994 人 ○株式等の譲渡所得等の確定申告者数 298,860 人 (国税庁 平成 28 年統計年報 所得種類別人員より) ○また、配当所得及び譲渡所得の確定申告を行っていない者からの流入も想定される。 |
| | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 要望の措置は、税務申告における納税者の利便性向上に繋がる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | なし |
| | 要望の措置の妥当性 | 要望の措置は、制度の利便性を向上させ、一層の普及・促進を図るものであり、妥当である。 |

| | |
|--|---------------------|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 平成 30 年度からの継続要望である。 |